

令和8年2月19日受理した住民監査請求について、地方自治法第242条第5項の規定により監査を行った結果を、次のとおり公表する。

金山町代表監査委員 丹 洋 一

金山町監査委員 中 村 忠 行

記

第1 監査の請求

1 請求人

(省略)

2 請求書の提出日

令和8年2月19日

第2 請求の要旨

金山町が実施した「グリーンバレー神室一帯施設等指定管理事業者」の選定において、審査直前に「スキー場の管理実績」という評価項目（6点）が追加されたことは、特定の事業者を有利にするための恣意的な措置である。

この結果、当該項目において特定事業者のみが満点を取得し、選定結果に重大な影響を与えた。

したがって、当該選定は公平性・透明性を欠き、違法または不当なものであり、当該事業者との契約締結の差止め及び必要な措置を求める。

第3 請求の受理

本件請求は、地方自治法第242条に定める要件を備えているものと認め、令和8年2月19日付で受理した。

第4 監査の実施

1 監査期間

令和8年2月19日から令和8年3月27日まで

2 監査対象事項

- (1) 評価基準における「スキー場管理実績」項目追加の妥当性
- (2) 当該評価項目が特定事業者を優遇するものであるか
- (3) 選定結果全体の公平性及び適法性

3 監査の方法

請求人から提出された証拠書類及び町から提出された関係資料の精査を行うとともに、関係職員への聴取調査を実施した。

第5 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 施設の性格

グリーンバレー神室は、宿泊施設、温泉施設、飲食施設、キャンプ場及びスキー場を含む複合施設である。

(2) 評価基準の策定経緯

当初案には具体的な実績項目は含まれていなかったが、町内部の検討過程において、スキー場運営における安全管理の重要性を踏まえ、「類似施設（スキー場）の管理実績」が評価項目として追加された。

(3) 審査結果の状況

選定された事業者は当該項目で満点を得たが、他の評価項目においても高評価を得ており、総合評価として上位であった。

2 判断

(1) 評価基準設定の裁量

指定管理者の選定における評価基準の設定は、施設の目的を達成するために必要な範囲で行政に広範な裁量が認められる。

本件において、スキー場の安全管理能力を評価するために実績を求めることは合理的である。

(2) 恣意性の有無

当該評価項目は公募開始前に設定され、すべての応募者に対して公平に開示されていたことが認められる。

したがって、特定事業者を対象とした不当な優遇措置であるとは認められない。

(3) 選定結果への影響

仮に当該項目を除外しても、他の評価項目において選定事業者が優位であることが確認され、選定結果の妥当性は維持される。

3 結論

以上のことから、本件請求に係る町長の行為について、違法または不当な点は認められない。